

まんがでわかる!



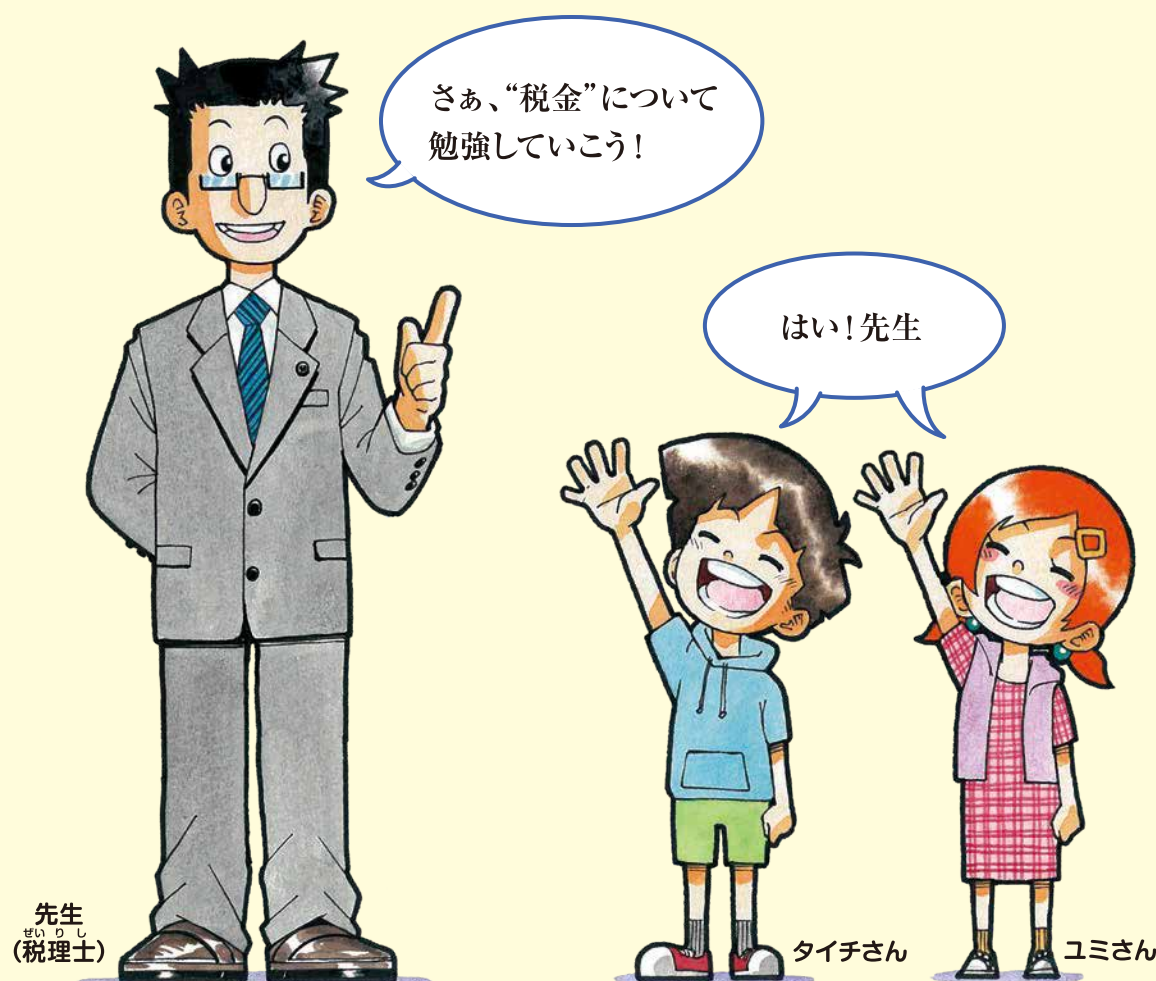
ちくさ としひろ
画:千種利広

にほんぜいりしかいれんこうかい
日本税理士会連合会

はじめに

みなさんは税金ぜいきんと聞いて何を思いうかべますか？

「税金はらなんて払いたくないなあ」と思った人はいませんか？
払いたくないなあと思った人は、どうして払いたくないのでしょうか？
これからみなさんは大人になり、
働くようになると“税金”とかかわっていくことになります。
なぜ“税金”というものがあるのでしょうか。
いったい“税金”とは何なのでしょう。
みなさんと一緒に考えていきましょう。



I 税金って何？

- 1. 税金とは P6～P7
- 2. 役割やくわり P8～P9
- 3. 歴史 P12～P13
- 4. 種類 P14～P15

II 税金の仕組み

- 1. 公平な納税のうぜい P18～P21
- 2. 税金の使われ方 P24～P28
- 3. 税金の決め方 P30～P33

III 税金と財政

- 1. 財政に果たす税金の役割さいぜい P40～P42
- 2. 財政の現状 P44～P46
- 3. 財政の今後 P48～P51

IV まとめ P54

税金ちょっとまめ知識

- ①P4 ②P10～P11 ③P16
- ④P22～P23 ⑤P29 ⑥P34～P38
- ⑦P43 ⑧P47 ⑨P52～P53

この副読本をもとにしたパワーポイント教材を日税連HPで公開しています。

ちよつと 税金まめ知識①



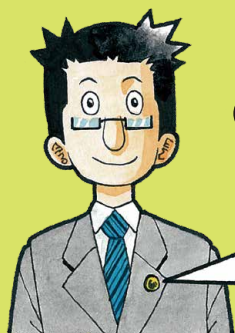
なるほどPOINT!

ぜいりし 税理士とは

税理士とは、税に関する専門家として国から与えられた資格(国家資格)です。

税理士の使命(税理士法第1条)

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。



税理士バッジ



病気になったらお医者さん。
勉強がわからなかったら学校の先生。
それと同じで、
税金についてわからなければ
“税理士さん”に相談するといいぞ!



I

税金って何?

I-1. 税金とは

I-2. 役割

I-3. 歴史

I-4. 種類





I-1. 税金とは



みなさんは“税金”という言葉聞いたことがありますか？

税金とは、国や都道府県、市町村などの
地方公共団体に納める^{おさ}お金のことです。

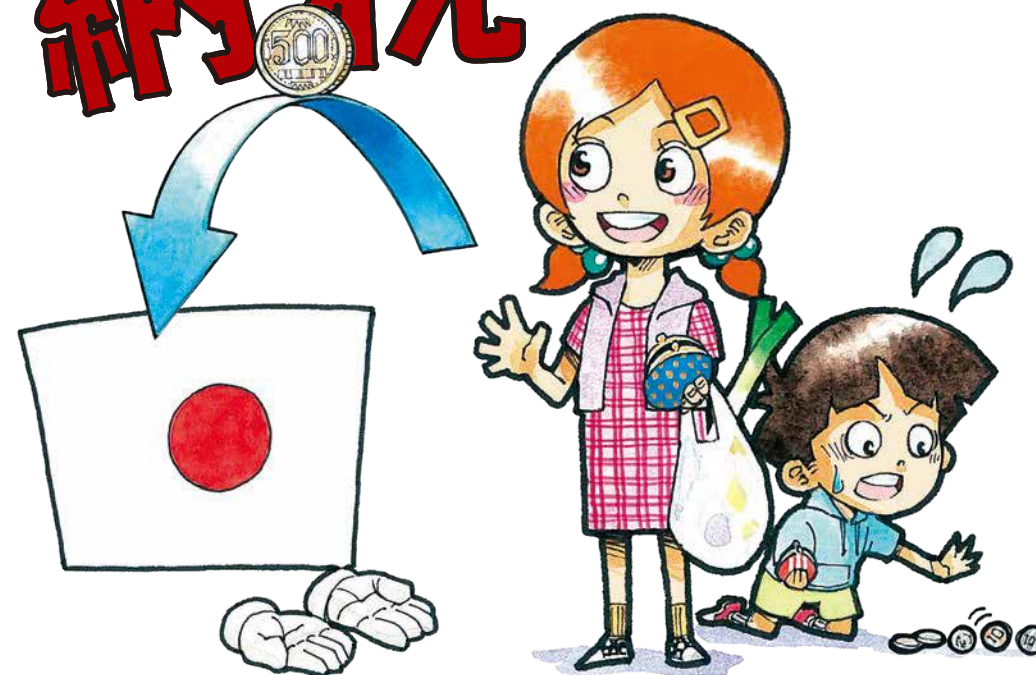
みなさんも買い物をすると「消費税」※を払いますよね。

その「消費税」も“税金”の一つです。

「消費税」の他にも“税金”にはたくさんの種類があって、
その“税金”を国などに納める^{のう ぜい}ことを“納税”と言います。

※消費税がかからないものもあります。

納税



みなさんの多くは「消費税」など、まだ一部の税金しか払ったことがないかもしれません。しかし、大人になり働くようになると、多くの種類の税金を納めるようになります。

そして国などに集められた“税金”は、税金を納めているみなさん自身のために使われています。

え？僕たちのために？

一体どこに
使われているのかな？

税金は私たちの生活で
とても役に立っているんだよ！
ではその役割について
学んでいこう



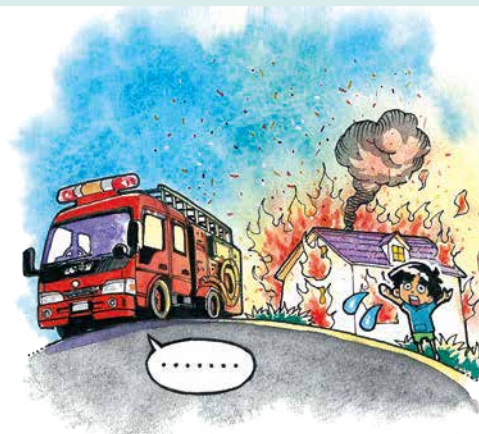


I-2. 役割

みなさんは気付かぬうちに“税金”のお世話になっています。
では“税金”として国に納められたお金は、
いったいどこに、そして何に使われているのでしょうか。
ここではその“税金”の使い道について学んでいきましょう。



★ もし、火事にあったとき
消防車が来てくれなかったら？



★ 道路が穴ぼこだらけになって
人も車も通ることができなくなったら？



★ みなさんが通ってる学校がなかったら？



★ みなさんの出したごみを
片付ける人がいなかったら？



実は、これらにはすべて税金が使われているのです。消防車などは、
みなさんが納めた税金からまかなわれているのです。

へえー“税金”って
すごく大事なものだね

一体誰が
考えたのかな？

“税金”は、実はものすごく
昔からあるものなんだよ



税キングの税金まめ知識②

ちょっと



タイチさん、ユミさん、
また会ったね！
税キングだ！

ここでは君たちに
クイズを出す。
答えを考えてみてくれ！

ハーイ

また出た

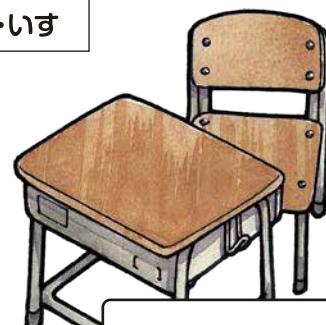


なるほどPOINT!

実はみなさんの身近な所で、
多く使われている“税金”。
ここではそのいくつかを紹介
します。それらにはいったいど
のくらい税金が使われている
のでしょうか。みなさんと一緒
に考えてみましょう。



机・いす



円

なるほどPOINT!

学校のプール一杯の水道料金



円



タブレット端末1台



円

人体模型



円

身近でこんなに
たくさんの
税金が使われて
いるんだね

プールに1回
水をためるだけでも
こんなに
かかるんだ……

みんなが使うこれらのものには、
たくさんの税金が使われているんだ！
だから大切に使おうね！



答え

机・いす：約4万円、プールの水道料金：約24万円、タブレット端末1台：約7万円、人体模型：約15万円
※あくまでも参考価格です



I-3. 歴史



税金という言葉が使われるようになったのは、
1873(明治6)年に地租改正が行われてからのことです。
それ以前は、税を金銭で納めるものもありましたが、米などの農産物、
布などの物、ときには自分の労働力を税として納めていました。
現在は、自分の税金は自分で計算して
自分で申告する方法が中心になっています。

申告納税制度とは

納税者が自分で税額を正しく計算して税務署などに申告し納める方法。
日本では1947(昭和22)年に採用されました。

租税の歴史

弥生時代

卑弥呼が国を治める。
自然経済の時代で作物で納めたり、労働を提供した。

大化の改新以後

中国(唐)を手本として税制が定められる。大宝元(701)年 大宝律令

- ・租——口分田に応じ、米を納める。
- ・庸——労力提供だが、布で納めることが多かった。
- ・調——各地の特産物を納める。

鎌倉・室町時代

田租(年貢)——米を納める。

安土桃山時代

豊臣秀吉が太閤検地を行った。

江戸時代

封建制度が確立し、税制が画一化する。
・高い年貢に百姓一揆がおこる。

明治・大正時代

近代国家の成立により、税制が統一され、金納となる。
・明治 6(1873)年 地租改正——地価の3%を納める。
・明治 8(1875)年 国税と地方税に区分される。
・明治20(1887)年 所得税が導入される。
・明治22(1889)年 大日本帝国憲法公布。
納税の義務・租税法律主義が定められる。

昭和時代

地租中心から所得税中心に変わる。
・昭和15(1940)年 法人税が導入される。
・昭和21(1946)年 日本国憲法制定。国民主権のもとでの
納税の義務・租税法律主義が定められる。

平成時代

消費税が導入され、間接税の割合が増す。
・平成元(1989)年 消費税が導入される(税率3%)。
・平成 9(1997)年 消費税が5%に引き上げられる。
・平成26(2014)年 消費税が8%に引き上げられる。

令和時代

・令和元(2019)年 消費税が10%に引き上げられる。なお、
複数税率採用で10%と8%が混在する。

弥生時代から
あったんだー！
すごい



年貢米って
聞いたことある！



古代エジプト
(紀元前3000年ごろ～)
古代ローマ帝国時代
(紀元前753年～)でも
すでに兵役強制労働
という形での税という
考え方があったんだ



“税”はいろんなふう
に変わってきたんだね！



そういえば、先生がはじめに、
税にはたくさんの種類があるって
言ってたよね？いったい
どんなものがあるんだろう？

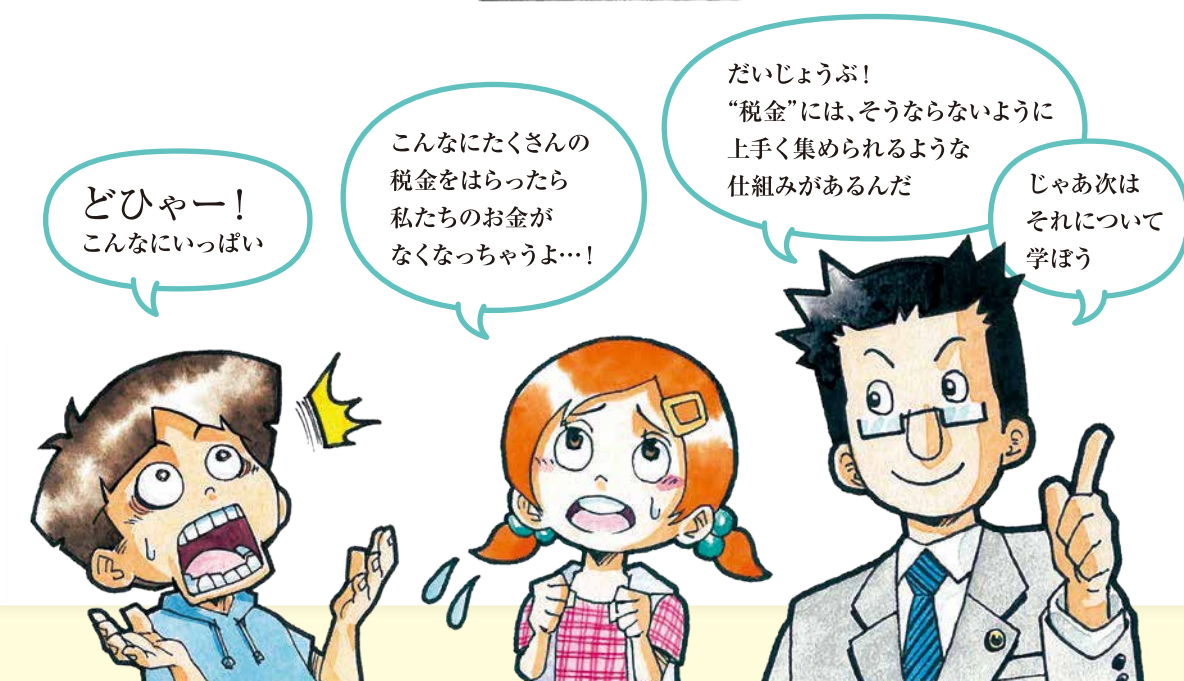




I-4. 種類

I-1「税金」とは(P7)の中で、『今は「消費税」など一部の税金しか払っていない児童・生徒のみなさんも、大人になり働くようになると、多くの種類の税金を納めるようになる』と話しました。

では、税金の種類にはどのようなものがあるのでしょうか。



税キングの税金まめ知識③

ちょっと

世界には少し変わった
面白い税金が
たくさんあるんだ

ここにあるのはその一部
他にもみんなで調べてみよう



なるほどPOINT!



ヒゲ税

17世紀末、ロシアで制定。ヒゲぼうぼうの人がヒゲを整えないと課された税金。先進的国家にすることをめざし、国民の意識改革のためピョートル1世が作った。現在は廃止された。



ポテトチップス税

ハンガリーで肥満防止のために導入された。塩分や糖分の高いスナックがしやジュースに対して課せられる。



トランプ類税

昭和32(1957)年、日本でギャンブル性の強いマージャンはい、トランプ、花札などに対して課せられた。平成元(1989)年に廃止された。



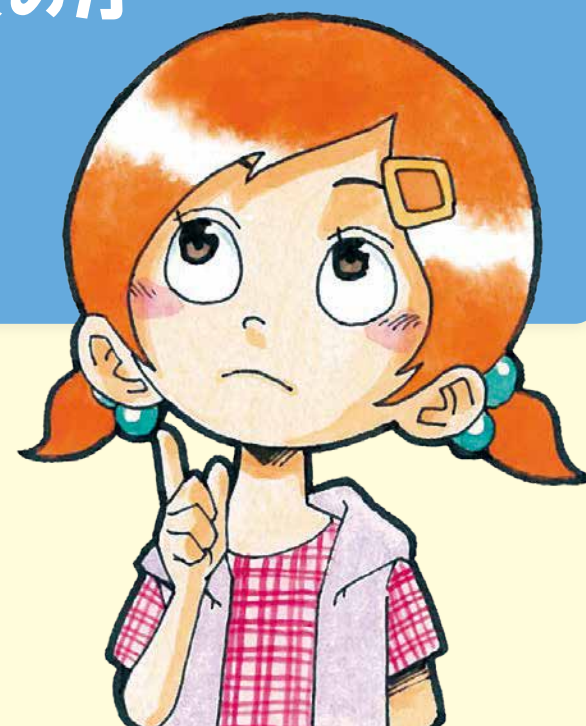
Ⅱ

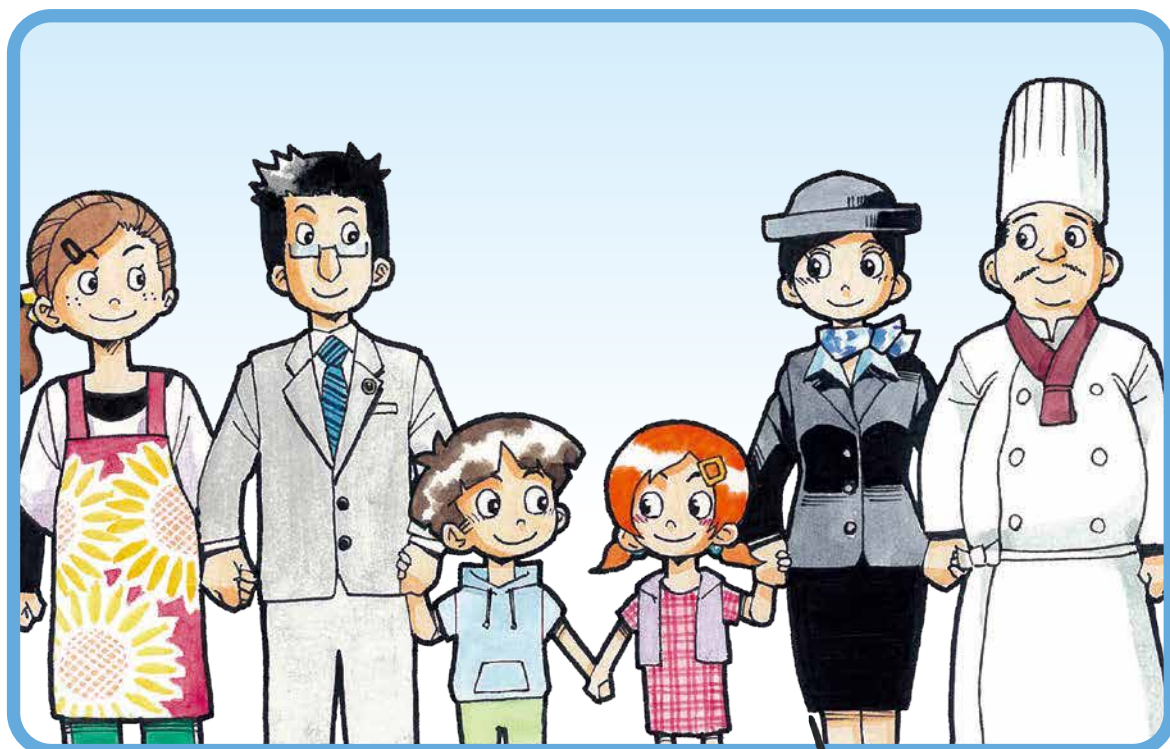
税金の仕組み

Ⅱ-1. 公平な納税

Ⅱ-2. 税金の使われ方

Ⅱ-3. 税金の決め方





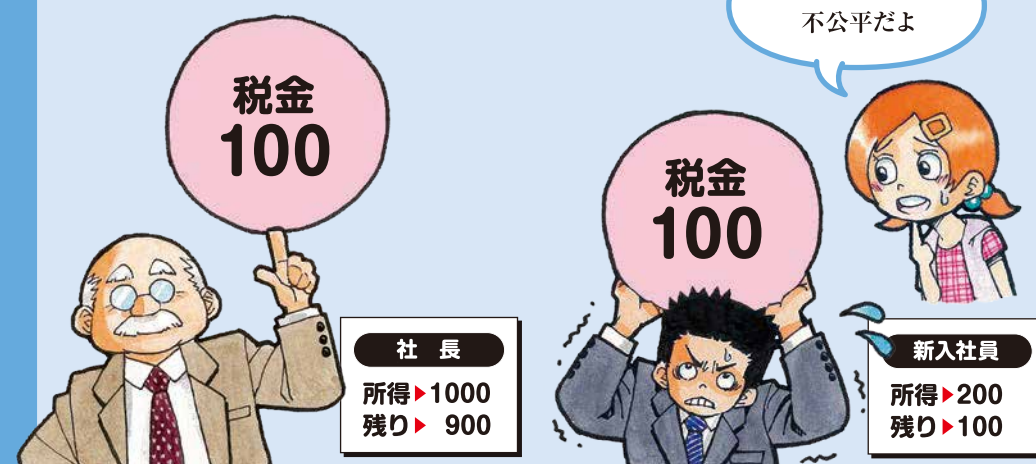
II 1. 公平な納税

前回までの勉強で“税金”というものの種類はとても多く、全体で約50種類もあるということがわかりましたね。ではなぜ“税金”にはそれほどまでに多くの種類があるのでしょうか？それにはいくつかの理由があります。

例えば、それぞれ所得のちがう人たちから均一に一定の税金だけを集めてしまうと、個々の負担に差が出てしまいます。はばひろく立場がちがう人たちから、負担に不公平感を感じさせないように納めてもらうこともいろいろな税金の種類がある理由の一つです。

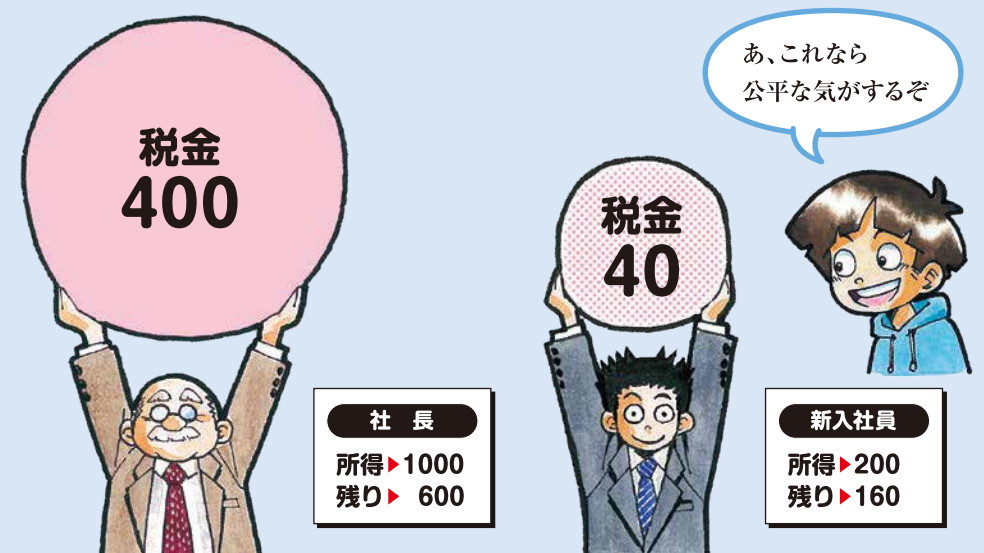
※一般的に所得とは収入から経費を引いたものです。入ってきたお金を「収入」、収入から経費を引いたものを「所得」といいます。経費とは、仕事を行うために必要なお金のことです。たとえば、お肉屋さんがお肉を仕入れるために使ったお金のこと（仕事でお金を稼ぐために使ったお金のこと）を経費といいます。

均一に集める



そこで、税金の種類によっては支払い能力に応じた公平な負担にしなければならないというルールが考えられました。これを「応能負担の原則」といいます。

応能負担の原則に従って集める



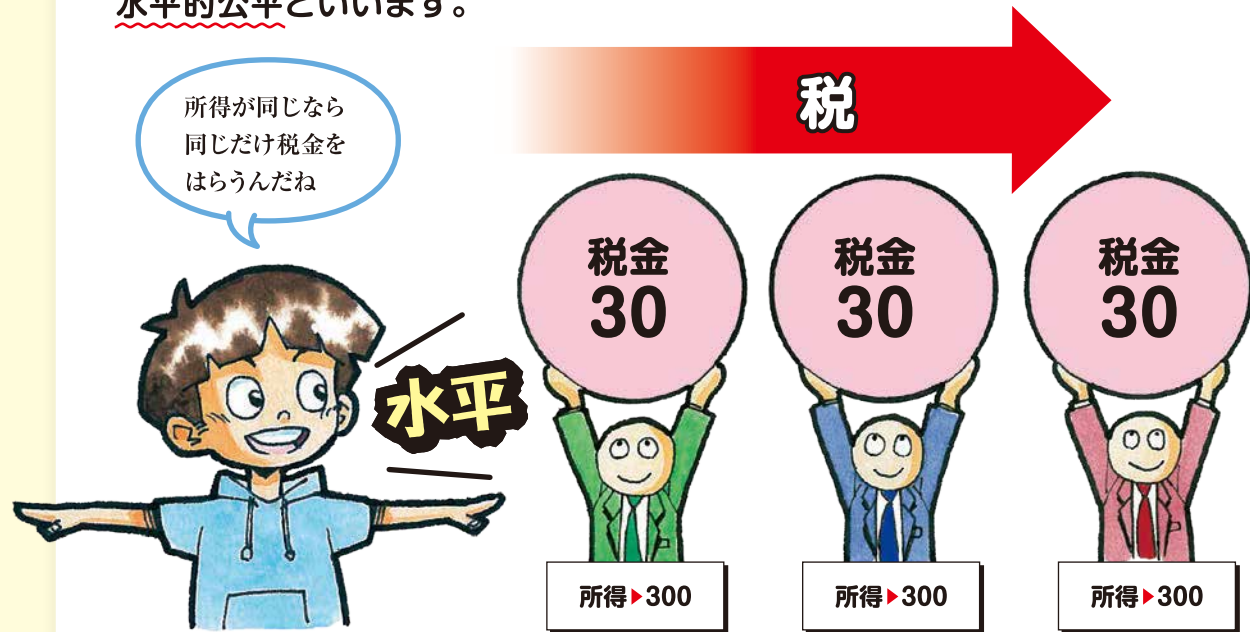
うーんそうかな……？
所得が多いから
その分いっぱい払わなきゃなんて、
不公平じゃないかな……

そうだね、そういう考え方もできるよね！
でも、だからこそ税金の種類が
約50種類もできたんだよ

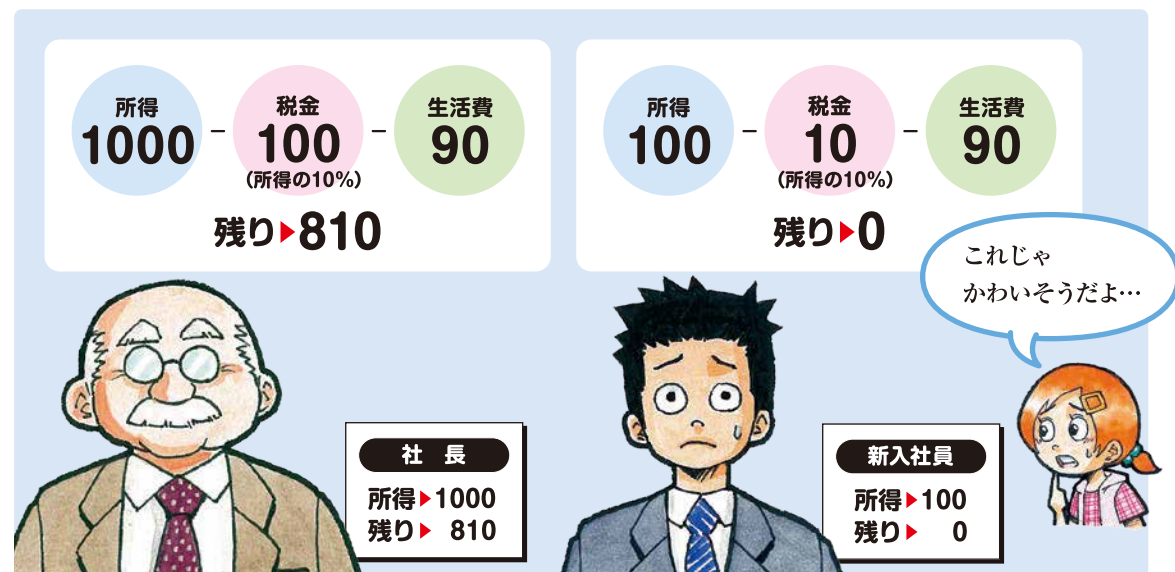


水平的公平

公平な負担を実現するのはたいへん難しいことです。まず、同じ経済力の人に同じ負担になるように、たとえば300の所得の人の税金が30なら、300の所得の人は均しく30になるように形式的な公平をはかる必要があります。これを水平的公平といいます。

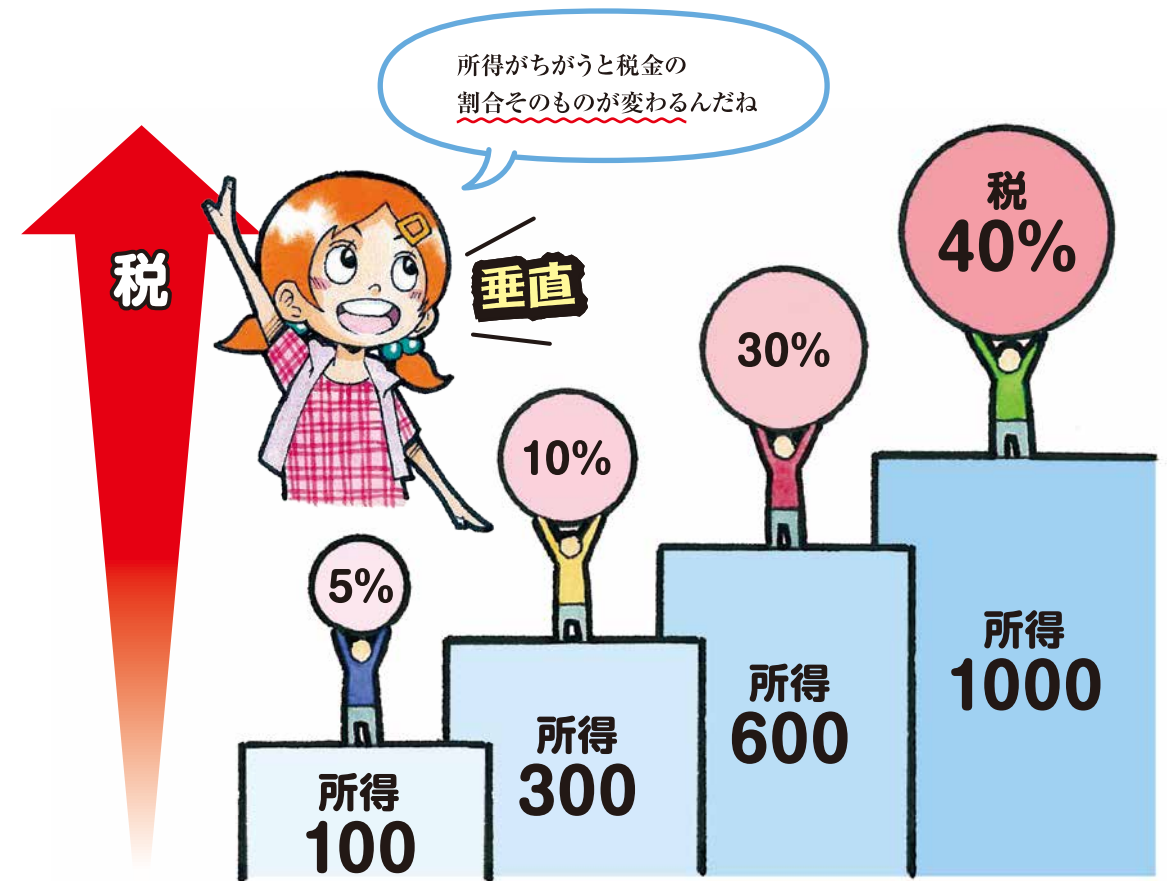


さらに、同じ10%の負担でも、所得1000の人と100の人では負担感がちがいます。1000の人は手元に900残りますが、100の人は90しか残りません。生活のために90が必要な場合、100の人は生活以外にはお金を全く使えなくなってしまいます。

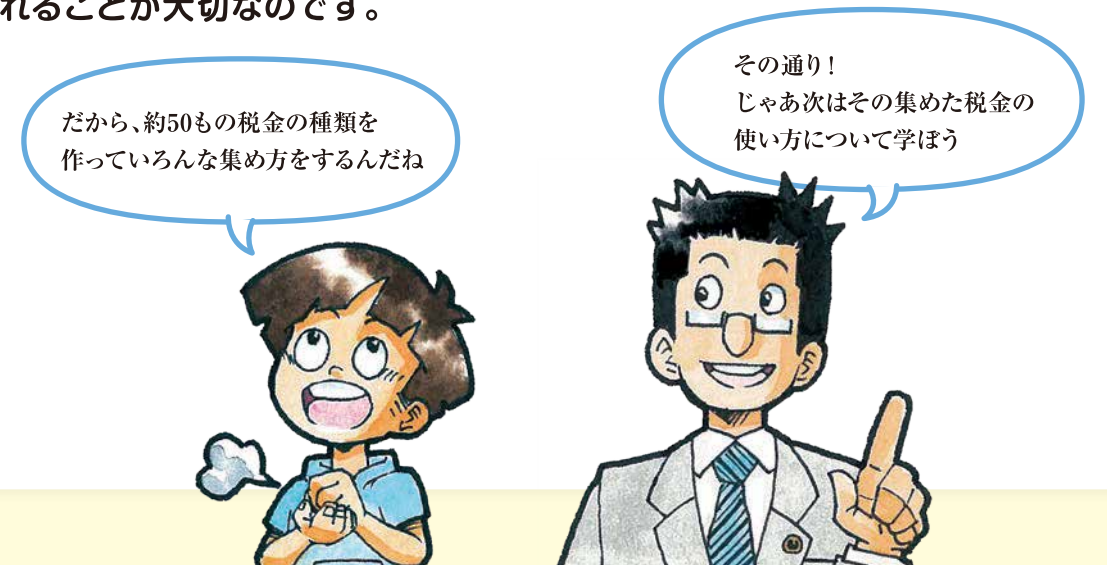


垂直的公平

そこで、経済力のある人には200あるいは300と、より多くの負担を求め、経済力がない人とのバランスをはかる必要があります。これを垂直的公平といいます。



税金の公平な負担を実現するためには、水平的公平と垂直的公平が共に満たされることが大切なのです。



税金まめ知識④

ちょっと

前のページで勉強した
垂直的公平の考え方には
“累進課税”というものが
重要になってくるんだ！



なるほどPOINT!

るい しん か ぜい
累進課税

累進課税とは、日本の所得課税において採用されている課税方式です。
累進課税には大きく分けて二つの方式があります。

たん じゅん
単純
累進課税
方式

一定額以上になったとき、その全体に対して、
より高い税率を適用する。

ちよう か
超過
累進課税
方式

一定額以上になったとき、その超過金額に對してのみ、より高い税率を適用する。

日本の所得税では超過累進課税方式が採用されています。

ここで一つ例を出して
考えてみよう
ただこれはあくまで“例”だ
本物の税率とはちがうぞ



なるほどPOINT!

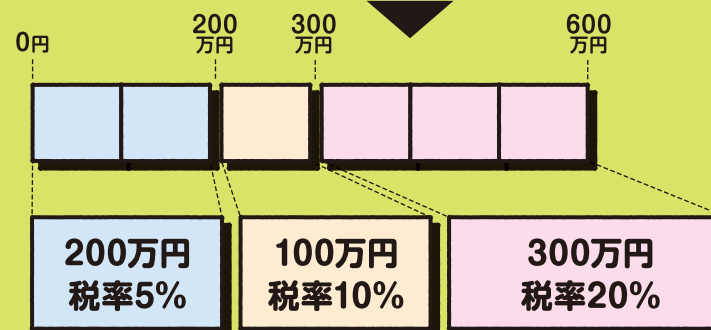
超過累進税率(例)

課税される所得金額	税率
200万円以下の部分	5%
200万円超～300万円以下の部分	10%
300万円超の部分	20%

所得が増えると
税率も高くなるんだね！



所得を600万円とすると



所得の額を変えて
みんなも
計算してみよう！



$$10\text{万円} + 10\text{万円} + 60\text{万円} = 80\text{万円}$$

※単純累進課税方式の場合は、600万円×20%=120万円のように計算します。



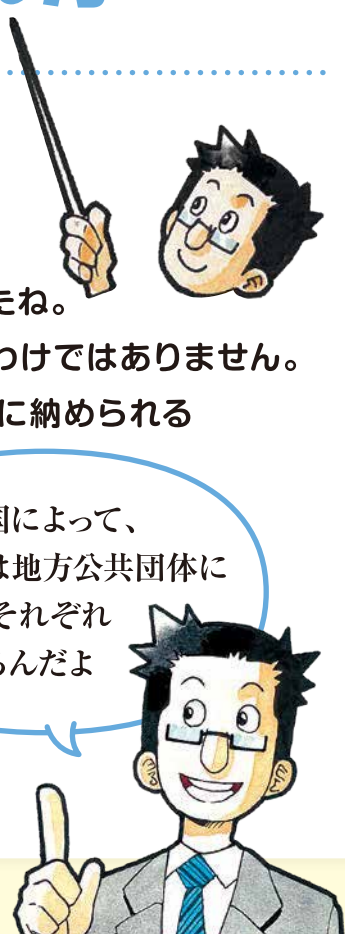
II -2. 税金の使われ方

国税と地方税

これまでの勉強で、公平に税金を集めるためにも数多くの種類の税金が必要だということがわかりましたね。実はそれらの税金はみんな一つの所へ集められているわけではありません。大きく分けて、国に納められる“国税”と、地方公共団体に納められる“地方税”とに分けられます。



国税は国によって、地方税は地方公共団体によって、それぞれ使われるんだよ



税金の種類と納める場所						
	0歳	10歳位	20歳	30歳	40歳	80歳
国税			所得税 働いて収入を得るようになったら			相続税 亡くなった人の財産に対して
			酒税 お酒を買ったら		法人税 会社を立ち上げたら	
国税 & 地方税		消費税 モノを買ったりサービスを受けたら	たばこ税 たばこを買ったら	年齢はあくまで目安だよ		
地方税			市町村民税 住んでいるところに		固定資産税 家を買ったら	
			自動車税 自動車を買ったら		事業税(法人) 会社を立ち上げたら	



税金にはいろいろな種類があるけれど、それぞれの税金はどこに納められているか知っておくことも大切なことです。

歳入と歳出

国および地方公共団体の1年間*の収入を「歳入」、支出を「歳出」といいます。
また、1年間の歳入・歳出の見積もりを「予算」といいます。

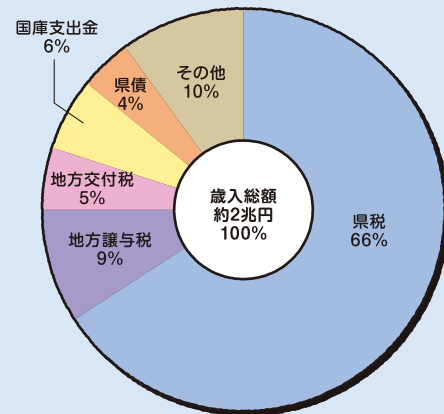
※毎年4月から3月までの会計年度という期間

一般会計当初予算(地方公共団体) 令和7年度

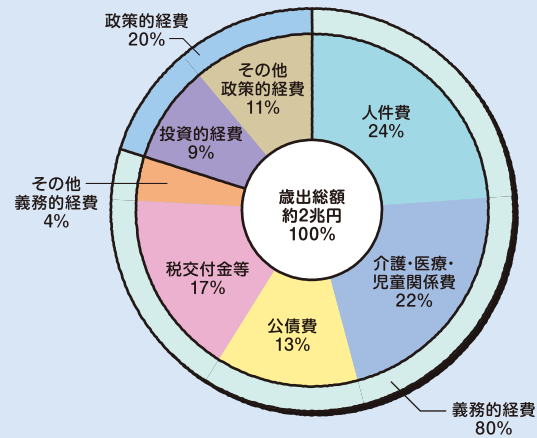
※神奈川県の場合

※おおまかな割合を示しただけで実際の数値とは異なります。

歳入内訳



歳出内訳



国や地方公共団体には
こんなにたくさんの
税金が集められて
いるんだねー

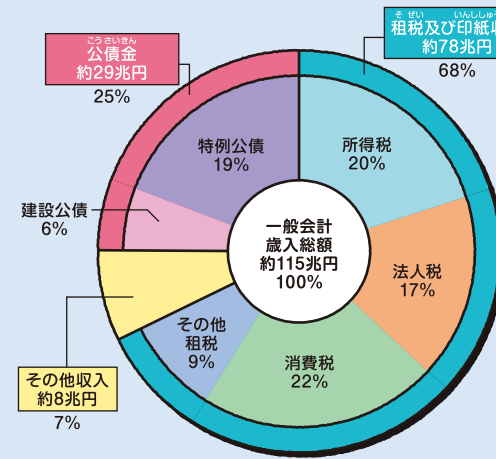
ほくも消費税で
この中の少しを納めて
るってことだね

そう、みんながみんなと
協力し合って生活して
ることなんだ

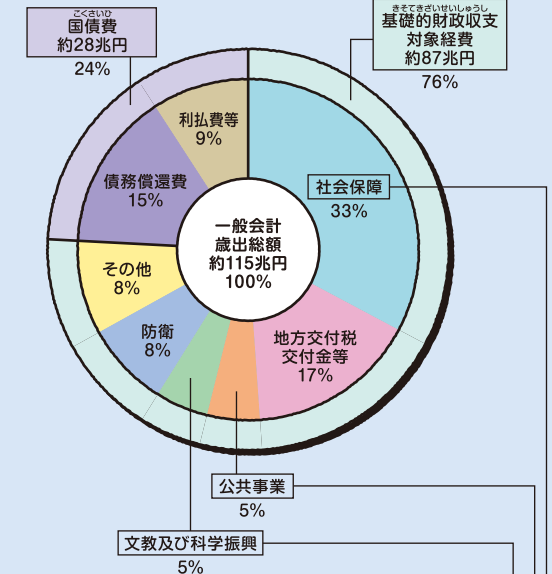
一般会計当初予算(国) 令和7年度

※おおまかな割合を示しただけで実際の数値とは異なります。

歳入内訳



歳出内訳



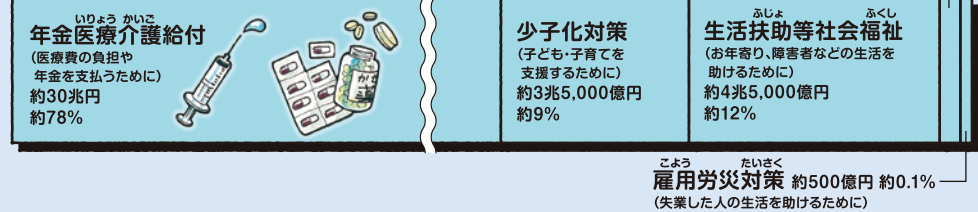
文教及び科学振興 約6兆円



公共事業 約6兆円

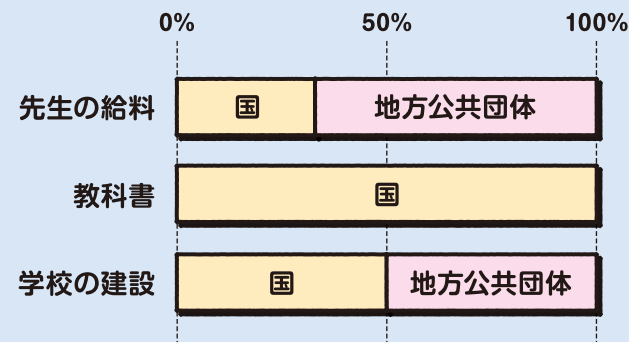


社会保障 約38兆円



教育に使われる税金

教育費の国と地方公共団体の負担割合



※公立の小・中学校の場合

先生のお給料は国と地方公共団体の両方が負担しているのね

小学校から高校までの教育費は合計(12年)で約1,200万円もするんだね

国と地方公共団体が負担する 公立学校の児童・生徒1人あたりの年間教育費

※国税庁資料による

小学生	中学生	高校生(全日制)
1人あたり:約90万円	1人あたり:約110万円	1人あたり:約110万円

教育にもこんなにたくさん税金が使われているんだね

でもいったいだれが決めているんだろう

実は、これらを決めているのは私たち国民自身なんだよ

次は、税金はどのように決められるのか勉強しよう

ちょっと

税金まめ知識⑤

外からは見えないけど、物にはこんなふうに税金がかかっているんだよ

なるほどPOINT!

酒税

ビール350ml
ビール1かん▶約230円
国税▶70円



70円

たばこ税

たばこ1本▶約30円
国税▶約7円
地方税▶約7円
計約14円



14円

消費税

軽減税率 (8%)	国税▶6.24% 地方税▶1.76%
標準税率 (10%)	国税▶7.8% 地方税▶2.2%

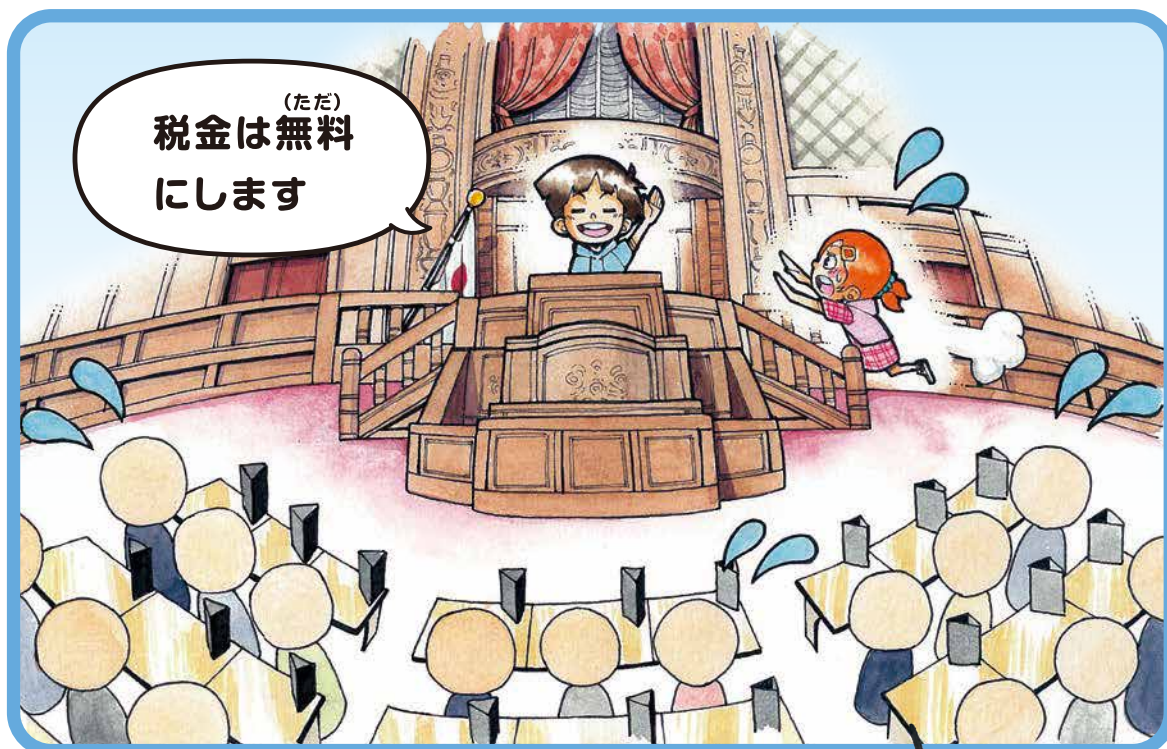


食料品1,000円の消費税はいくらになるかな?
食料品は「軽減税率」と「標準税率」のどちらが適用になるか調べてみよう!

食料品1,000円

軽減税率
標準税率

? 円



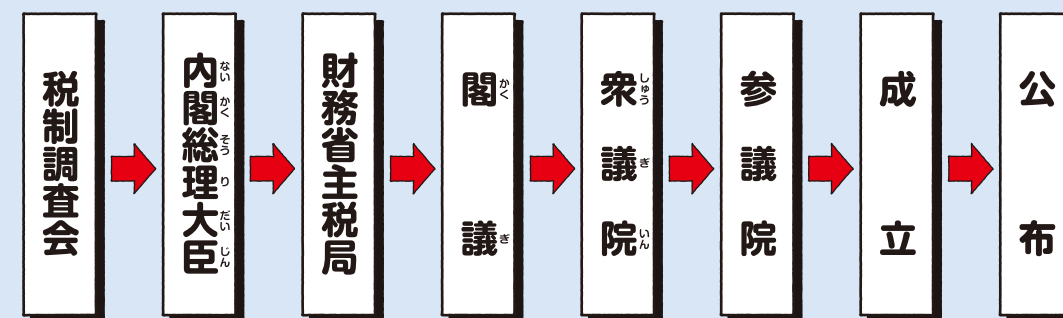
日本国憲法は第30条に、「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」と定め、さらに第84条に、「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」と定めています。つまり、国民はだれでも法律の根拠がなければ、租税を課されたり、徴収されたりすることがない、とする考えです。

この考えを「租税法律主義※」といいます。

※地方税については「租税条例主義」という



国税に関する法律のできるまで



II 1-3. 税金の決め方

税と法律

ここまで、税金には約50もの種類があることや、国民から税金を公平に集める仕組みを勉強しました。

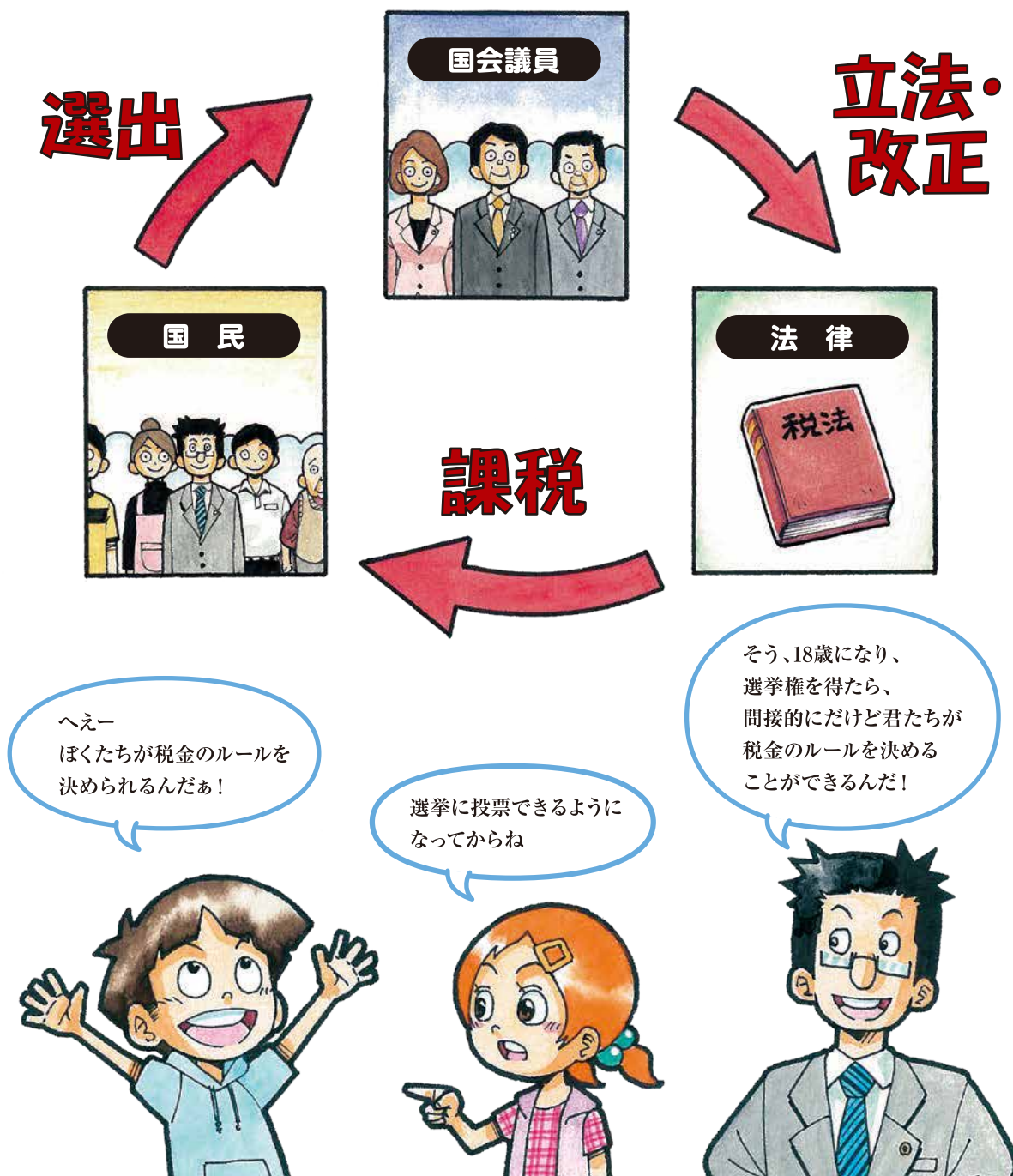
実は、それらはすべて「税法」という法律によって決められています。



税金は国民が決めている？

税金のすべてを決める「税法」。その法律は、国会で国会議員の多数決によって決められます。国会議員は選挙で選ばれた国民の代表です。

国民の代表である国会議員が税金のルールである「税法」を決めた、ということは、つまり税金は国民が決めたルールということになります。



三大義務

日本国憲法の中には三つの義務が定められています。

日本国憲法の三大義務

憲法第26条 教育を受ける権利、教育を受けさせる義務

- ① すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- ② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

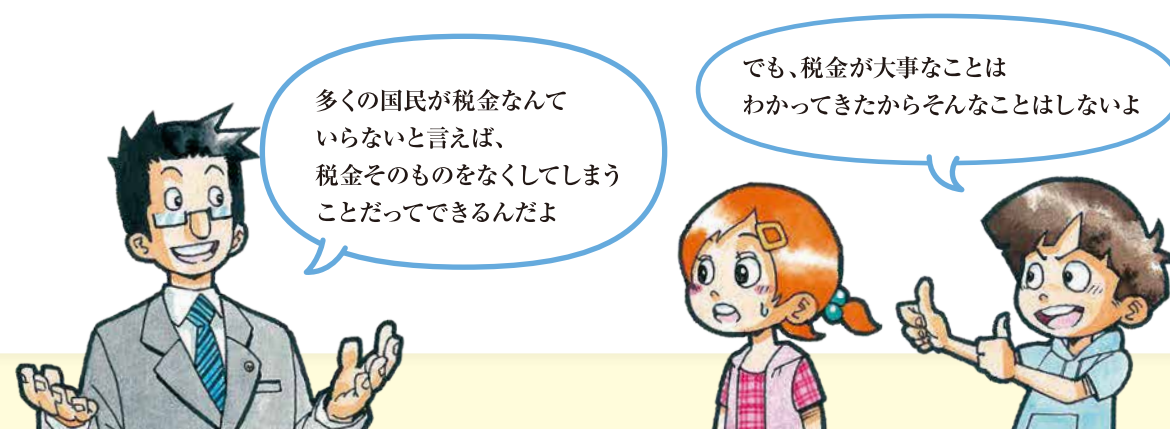
憲法第27条 勤労の義務

- ① すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

憲法第30条 納税の義務

- ① 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

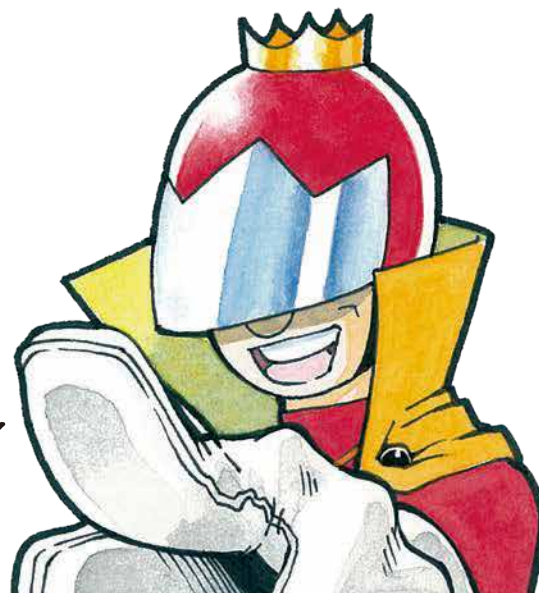
納税の義務には「国民」の前に「すべて」という言葉がありません。このことは、税金が根拠もなく無理やり徴収されるものではなく、国民はそれぞれの力に応じてその責任を果たすことが求められているという意味を含んでいます。みなさんが生活しているこの日本では、納税について憲法というもっとも基本となるルールで定めています。しかし、その憲法も正式な手続きを経て、将来みなさんが変えていくことも可能です。



ちよつと 税金まめ知識⑥

税金ゲーム

前回までの勉強で、税金は
いろいろな公平を使って
集めることがわかったね！
ここでは学んだことをもとに
一つゲームをしてみよう！



STEP 1

まずみなさんのクラスを一つの国として考えて、その中を三つのグループに分けてみましょう。

○×△国



STEP 2

次にグループごとにそれぞれちがった所得を決めます。ここでは仮に、Aグループは700万円、Bグループは250万円、Cグループは50万円と所得を設定してみます。

ここで一つ例を出して考えてみよう
ただこれはあくまで“例”だ。
本物の税率とはちがうぞ

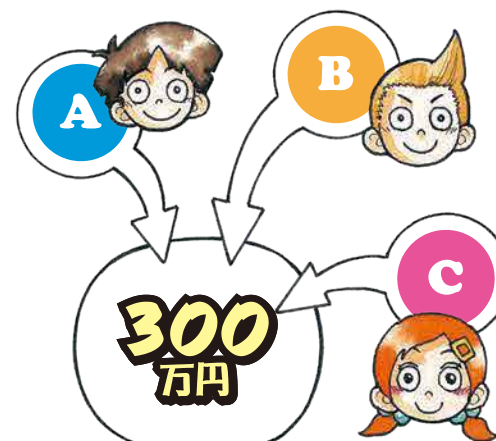


人によって所得には
ちがいがあから、
それをもとに考えてみよう



STEP 3

そして、ここで国が必要とする予算を決めます。ここでも仮に300万円と設定してみましょう。



STEP 4

さて、すべてのグループから公平に、合計300万円の税金を集めるにはどのようにしたらよいでしょうか？みなさんで考えてみましょう。

いくつかの税金の
種類を作り、集め方を
それぞれ変えることが
大事だぞ



各グループから
100万円ずつ集めれば
いいんだよ

簡単
じゃないか!

50万円-100万円=-50万円

あ…

そんなのムリよ
Cグループは所得が
50万円しか
ないんだもん

100万円も
はらえないよ

Aグループは100万円出しても
600万円残るっていうのも
不公平だよな

700万円-100万円=600万円

700万円

100万円

600万円

300万円すべて
家を持っている
Aグループにはらって
もらうのはどうかな?

それだ!!

Aグループなら
300万円はらっても
残り400万円も
残るね!家賃も
払わなくていいし

ちょっと
待ってよ!

それこそ不公平
じゃないか!!

タイチさんの言うとおりに
それぞれのグループから
出し合わないと
いけないよ

なんだ
ダメかあ

みんな
一つの国に生活して
いるんだからね

当たり前だよ!!

少し難しい
ようだね

ではここで
ヒントを出そう

下の表は集め方は
ちがうがすべてが
300万円を
集める方法なんだ

	所得	同額ずつ	Aだけ	30%	累進課税
A 	700万円	100万円	300万円	210万円	35% ▶ 245万円
B 	250万円	100万円	0円	75万円	20% ▶ 50万円
C 	50万円	100万円	0円	15万円	10% ▶ 5万円
計	1,000万円	300万円	300万円	300万円	300万円

本当だ
すべて合計は
300万円に
なってるね

でも、これだけ
方法があったら
なおさらどれが
正解かわからなく
なってきたぞー…



前のページの表の税金の集め方を実際の税金の種類に当てはめてみると、同額ずつ集めるというのは「消費税」の考え方。Aグループだけから集めるというのは「固定資産税」の考え方。それぞれの所得から30%ずつ集めるというのは「法人税」の考え方。累進課税というのは、所得の金額の多い少ないによって税率を変えて集めるという「所得税」の考え方です。



みなさんも、各グループがそれぞれ納得する「公平」(集め方)を探してみましょう。

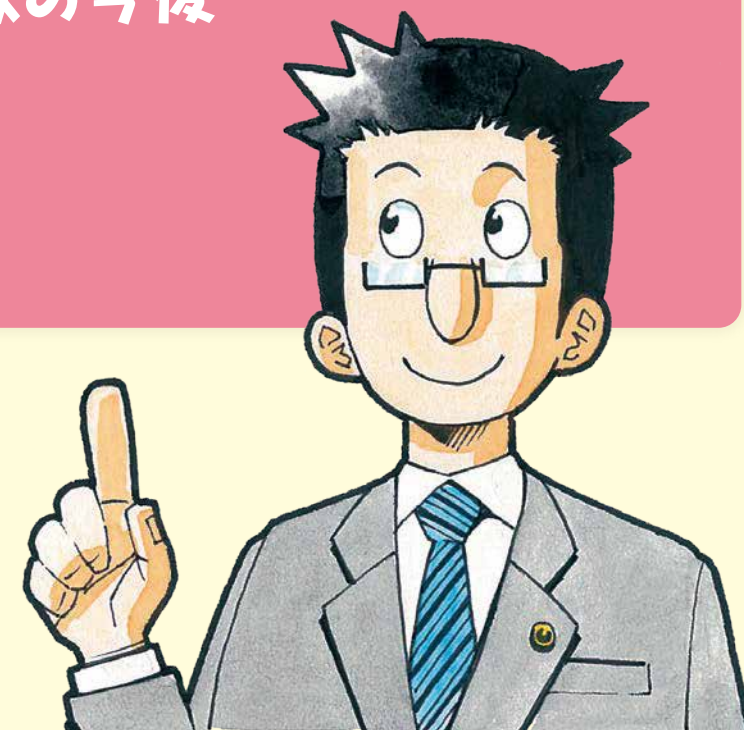
Ⅲ

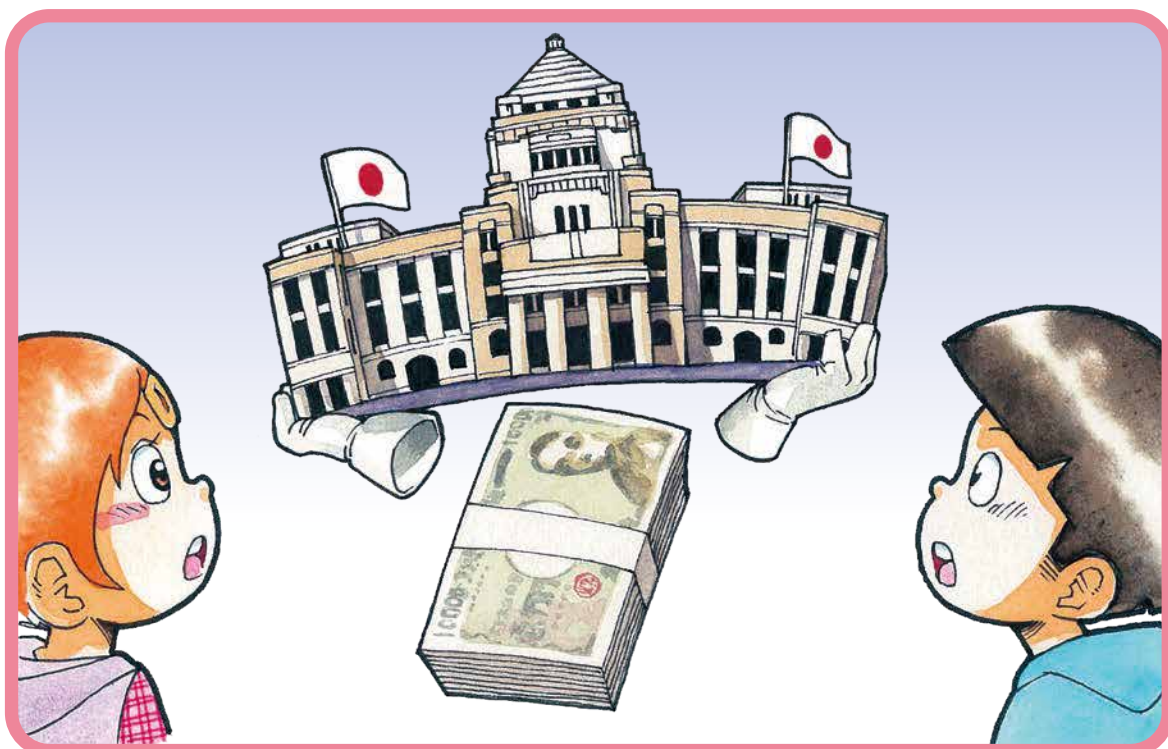
税金と財政

Ⅲ -1. 財政に果たす税金の役割

Ⅲ -2. 財政の現状

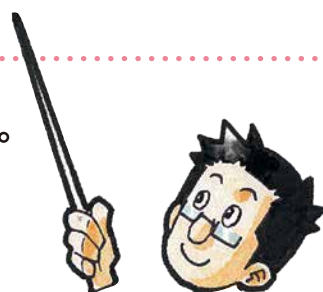
Ⅲ -3. 財政の今後





Ⅲ 1. 財政に果たす税金の役割

国や地方公共団体はさまざまな財政活動を行っています。
「財政」とは国や地方公共団体がお金を集めたり、
使ったりする活動とその管理のことをいいます。
税金は、この「財政活動」を支える資金として
重要な役割を果たします。



役割？
でもそれってもう
勉強したよね

学校を建てたり
道路を直したりして
くれるんだよね？

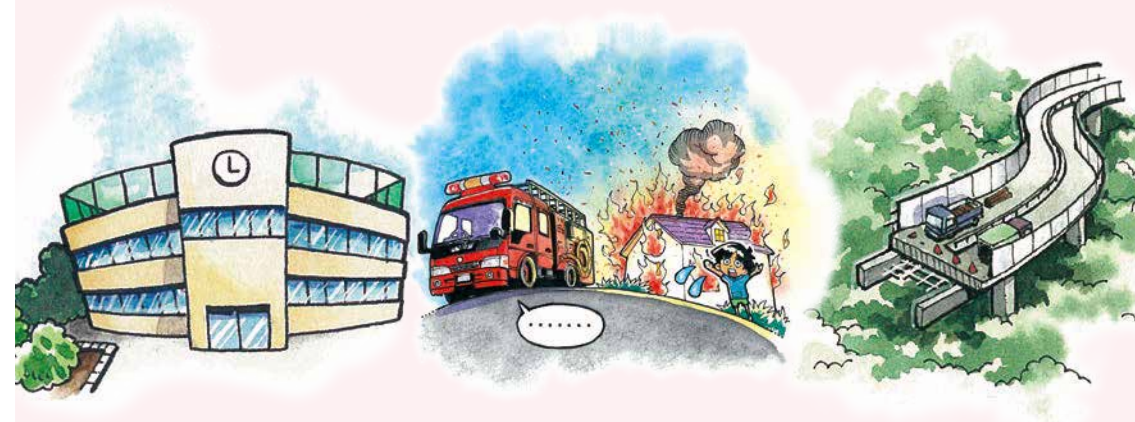
うん
でもそれ以外に税金には
とても大切な役割が
あるんだ



財政に果たす税金の役割

資金を集める

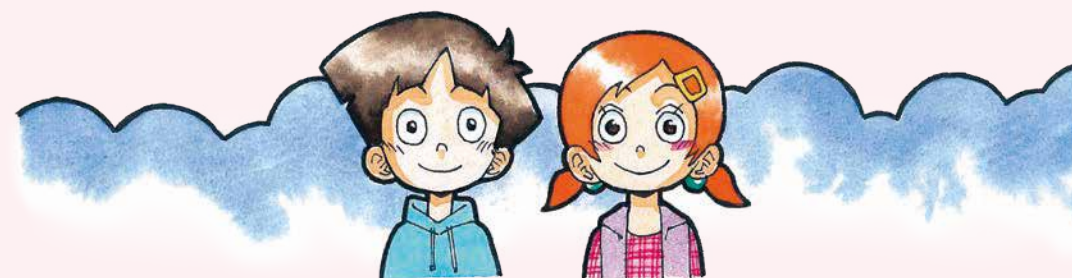
公共サービスやインフラの整備、また災害の復興など、膨大な費用を必要とする財政活動の資金を集めます。



格差を縮める

社会では、個人の努力では解決することのできない所得格差や資産格差が広がって
いく傾向があります。この格差をそのままにしておくと犯罪が増えたり、経済が停滞
するなど、多くの社会問題が生じてきます。

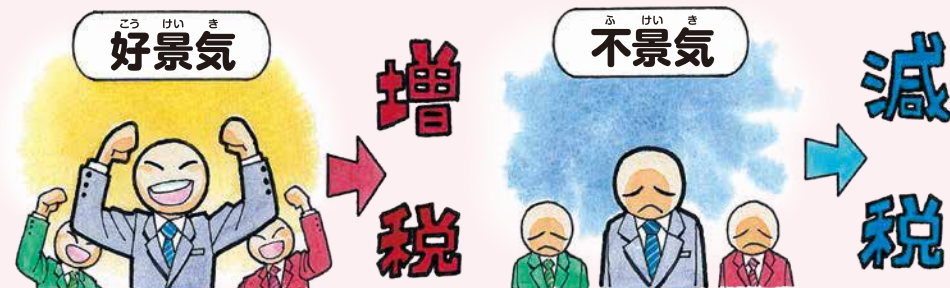
そこで、所得の多い人に、より多くの税金を負担してもらい、所得の少ない人や病気で
働けない人など助けを必要としている人たちに、いろいろな社会保障サービスを行い、
国民が健康で文化的な生活を営むことができるように保障しています。



財政に果たす税金の役割

景気を調整する

国民生活が安定するようにしていくためには、インフレ・不況などの景気変動はできるだけさげなければなりません。そこで国は、景気が過熱したときには増税をして、消費や投資をおさえるようにします。その逆に景気が悪いときには減税をし、消費や投資が活発になるようにします。これを景気調整といいます。



また、累進税率の仕組みをもっている税制では、景気調整のためにわざわざ増税や減税をしなくても自然に景気を整える働きをします。たとえば景気が過熱しているときは国民の財布がふくらみますが、累進税率によって支払う税金が増えるので、国民の財布は思ったほどふくらみません。その逆に景気が悪いときには国民の財布はしぼみませんが、支払う税金が減るので減税したのと同じような効果になって、景気の回復に役立ちます。これを景気の自動安定化装置(ビルトイン・スタビライザー)といいます。

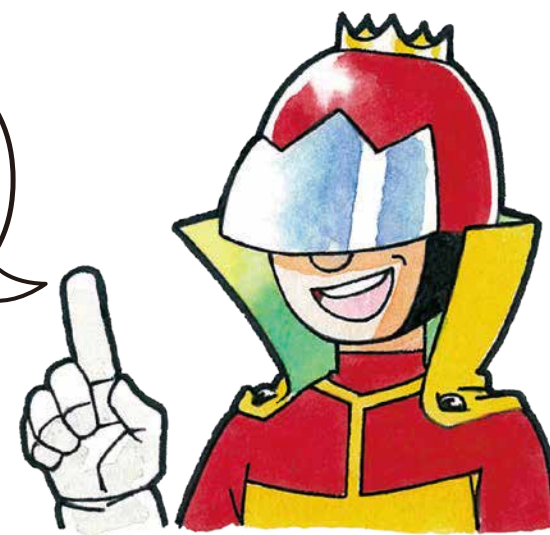


注：ビルトイン・スタビライザー

ちょっと

税金まめ知識⑦

ここでは
分りにくいワードを
解説していくぞ！



なるほどPOINT!

景気とは

経済活動全般の動きをいいます。
経済状況が良いことを「好景気」、
悪いことを「不景気」とよびます。

好景気



不況とは

不景気の状態のことをいいます。
お給料が増えなかったり、仕事につけない人が
増えたりすることが見受けられるようになります。

不景気



インフレとは

モノの価格が持続的、継続的に上がるような状況のことをいいます。
正式にはインフレーションとよびます。逆に継続的にモノの価格が
下落することをデフレ(正式にはデフレーション)とよびます。

投資とは

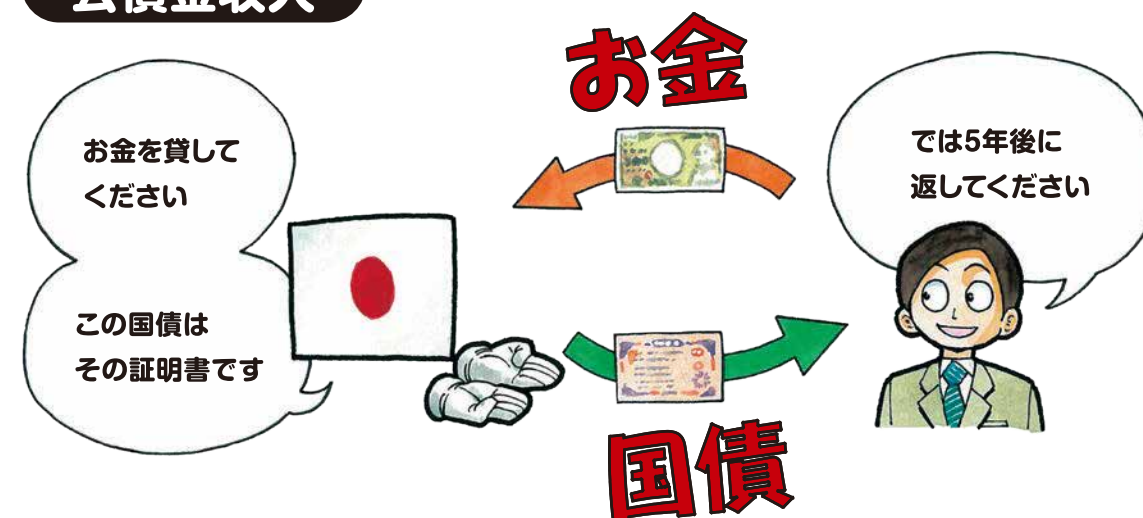
将来の収入や生産の増加を期待して、
新しく機械設備を購入したり、
人をやとったりすることをいいます。



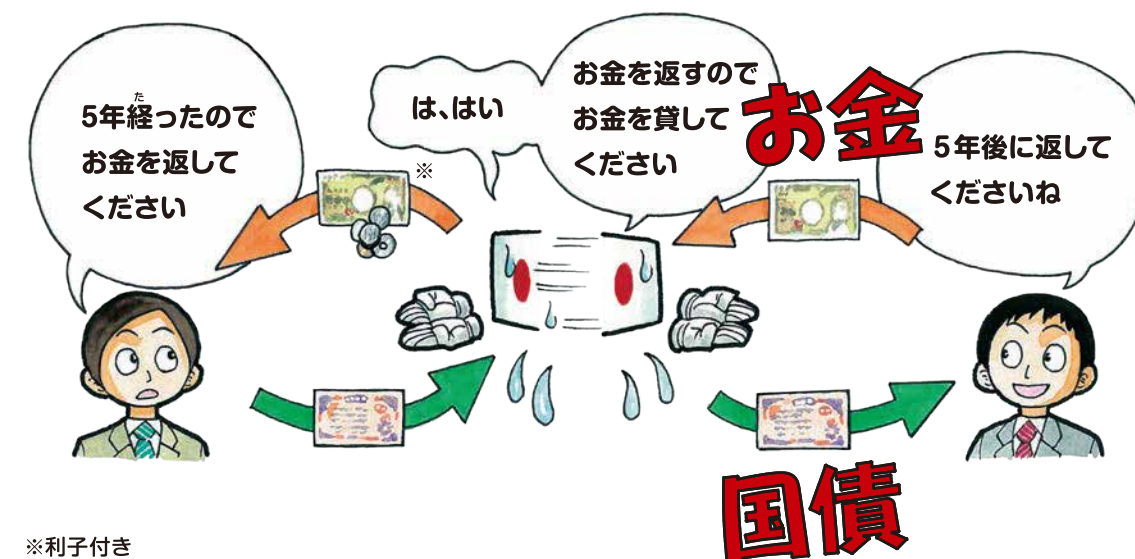


歳入は歳出をまかなう財源ですから、税金収入が多いことが望ましいですが、現在、国の歳入総額に占める税金はその半分あまりで、残りは公債金収入です。公債金収入というのは、国が5年、10年などの期限を定めて発行した「国債」という証券を企業や国民などに買ってもらって得た収入です。

公債金収入



しかし、これは期限がくると買い戻すことになる、いわば国の借金です。ですから、償還期限(借金を返済する約束の日)の来た国債に利子をつけて国が返済しなければなりません。そこで、国債を買い戻すためにさらに国債を発行するという悪循環が続き、公債残高が増えてきたのです。

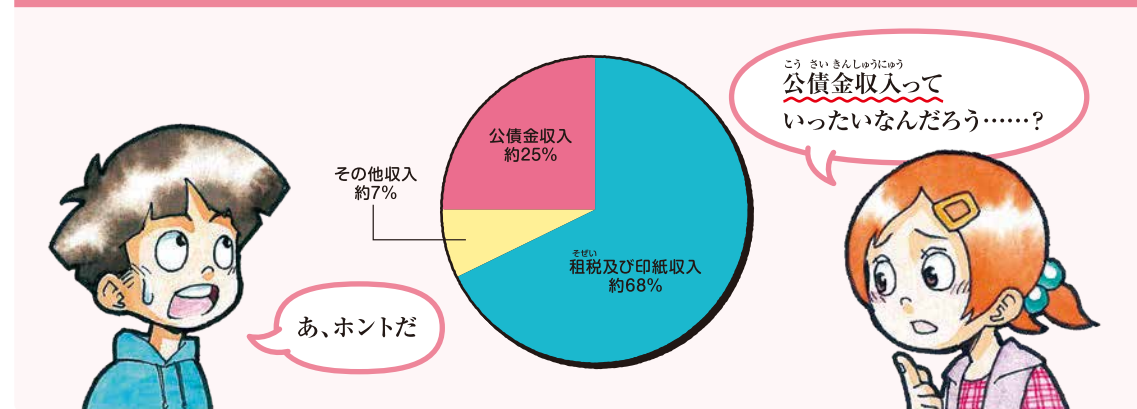


※利子付き

III-2. 財政の現状

すでに、国や地方公共団体の歳入と歳出について学びました(II-2 税金の使われ方)。そのとき、国の歳入内訳のグラフで、歳入のうちのすべてが税金でまかなわれているわけではないことに気が付きましたか？

一般会計当初予算(国) 令和7年度

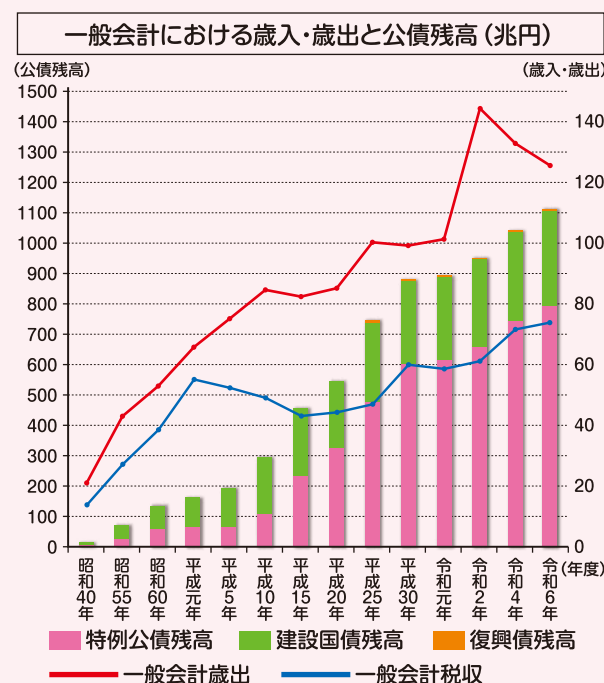


日本では国債の発行は原則として禁じられていますが、公共事業などの財源にあてる場合の「建設公債(建設国債)」に限って認められています。しかし、歳入が不足していても、タイミングよく行わなければならない経済政策や公共事業があります。そこで特例法を定めて、財源を確保するための国債が発行されるようになりました。これを「特例公債(特例国債)」といい「赤字国債」とも呼ばれています。石油ショック後の税収不足を補うために1975(昭和50)年から発行が始まりました。それ以後、赤字国債は発行され続けています。

2024(令和6)年度には、歳出見込額約126.5兆円に対して、歳入不足を補うために約42.1兆円の国債が発行されました。そのうち32.5兆円が特例公債です。これまで発行した建設公債、特例公債、復興債の合計残額は2024年度末で1,104兆円とみこまれています。

このようにして膨大になった公債残高が日本の財政を圧迫し、国民の大きな負担となっています。

さいしゅう さいにゅう 歳出・歳入の推移と公債発行額



1,104兆円

約1,100兆円…!!?

たいへんな問題だね
ではなぜ
こんなことになって
しまったのだろう



すごい
借金……

※出典:財務省「令和7年度予算政府案」

ちよつと

税金まめ知識⑧

国債は正式名称を「国庫債券」といい、国の運営に必要な資金を集めるために発行されます。

日本の国債は海外の国債に比べ、国内での保有率が高く、その9割以上を日本国内の企業や投資家が保有しています。

なかでも、国内金融機関(銀行・証券会社など)の保有率が高く、8割以上を保有しています。



個人向け国債は現在、
ペーパーレス化
(紙を不要とする方法)
されていて、

紙に印刷された証券が
発行されているわけでは
ないんだ!

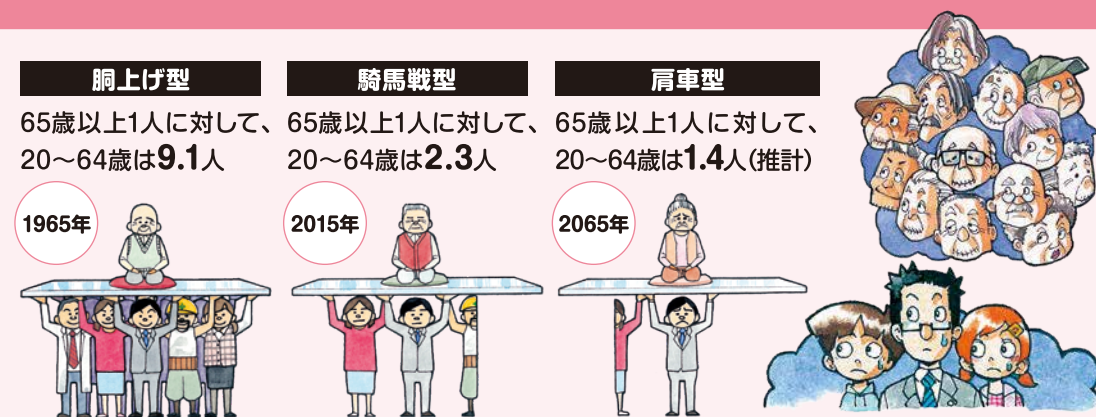




Ⅲ-3. 財政の今後

今、日本は税金で集めるお金より、使うお金のほうが多いため、借金がどんどん増えています。そして、しょう し こう れい か少子高齢化による働く世代の人口減少で、税金は将来ますます集まりにくくなっていくことが予想されます。

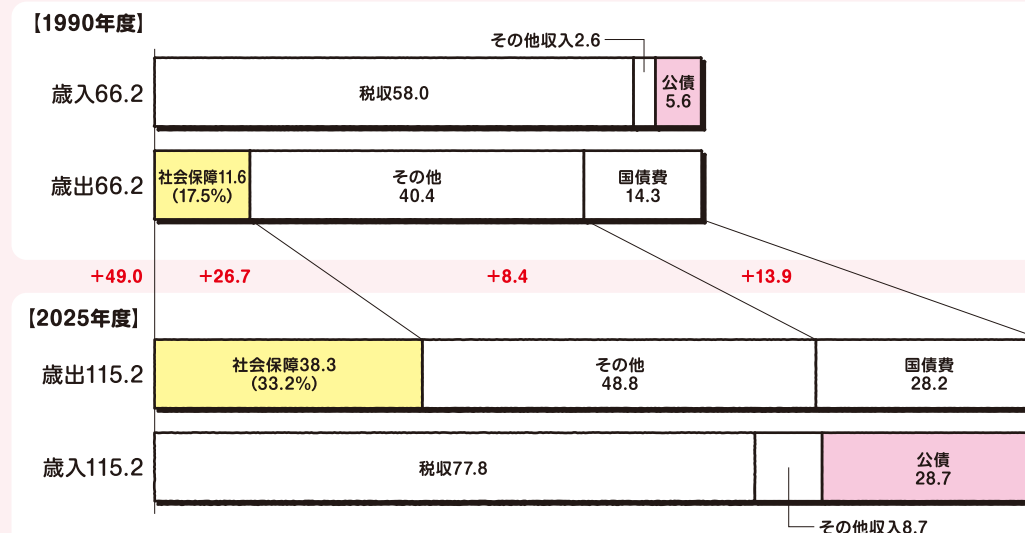
65歳以上の高齢者1人に対する20歳～64歳の比率(人数)



さらに高齢者の増加による社会^{しゃ}保^{かい}障^ほ費^{しょうひ}の増加で、税金は現在よりもより多く必要になっていきます。

国の予算にしめる社会保障費の割合

(单位:兆円)



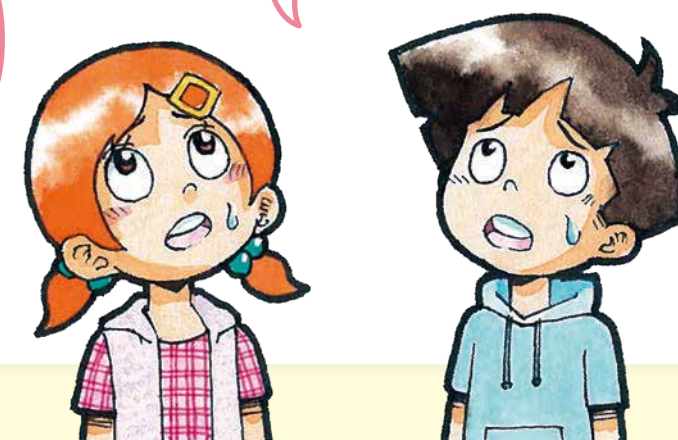
(注)当初予算ベース

出典：財務省「令和7年度予算政府案」を基に作成

また、地震、台風などの自然災害により、大きな被害を受けることもあります。
被災地の復旧のためにも、税金は必要です。

困っている人たちが、
1 日でも早くもとの生活に
もどれるように
してあげなきゃ

災害は、いつ、
どこでおこるか
わからないよ



日本の借金はいくつ大なる金額にのぼり、今後も増えていくといわれています。
ではお金が足りない場合はどういった解決方法があるのでしょうか。

- ・もっとたくさんお金を集める(増税)
- ・使うお金を減らす…など

実際に国会では、^{かい けつ さく}解決策についてたくさんの議論がなされています。みなさんはどのような方法を思いつきますか？
この議論においては、何か一つの方法が正しい解決方法なのではなく、そのときの経済状況^{しやう きやう}を見ながら解決策を考えることが大切なのです。
「足りないから増税する」だけではなく「むだをなくす工夫と努力」も必要です。
時には減税をして経済を活発にすることも必要です。

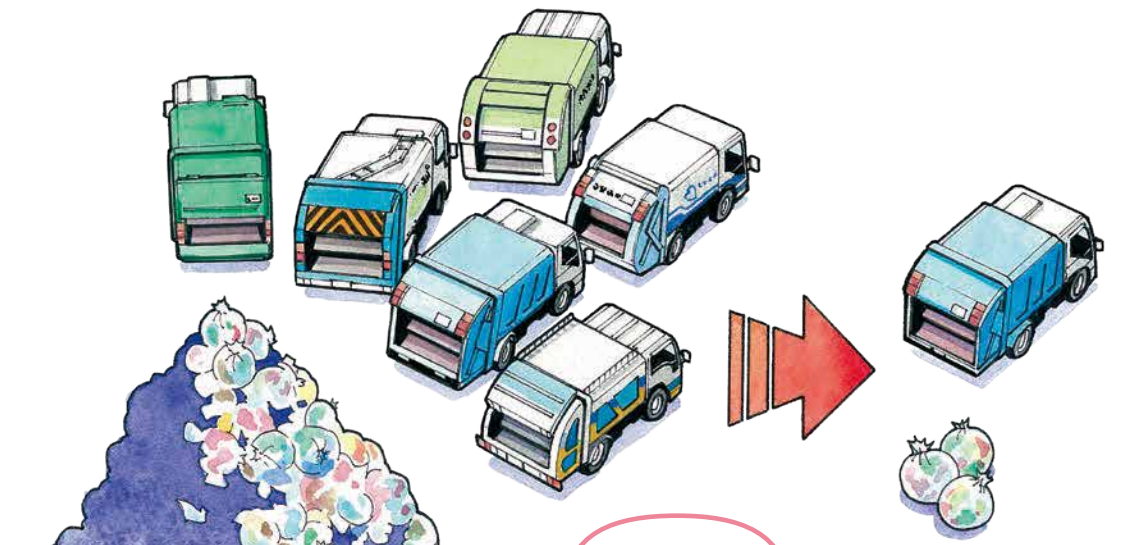
ただ単に増税を
するだけじゃ
だめなんだね



でも、税金のむだを
なくすなんて
私たちにできることは
あるのかなあ



むだをなくす工夫としては、みなさんにもすぐにできることがあります。
たとえば、家庭で出るゴミを減らせば税金が使われているゴミ処理費用を
少なくすることができます。
地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減にもつながることになります。



これなら
ぼくたちにも
できるぞ



食事のとき、
ご飯を残さない
ようにすれば
ゴミは減るね



むだをなくす工夫は、
考えれば他にも
たくさん出てくるはずです
私たちが身近にできる
工夫をみんなで探してみよう



税金まめ知識⑨



君たちのお父さんや
お母さん、もっというと
おじいちゃんや
おばあちゃんの時代と

(いま)
現代とでは、
日本は大きく
変わっているんだ！

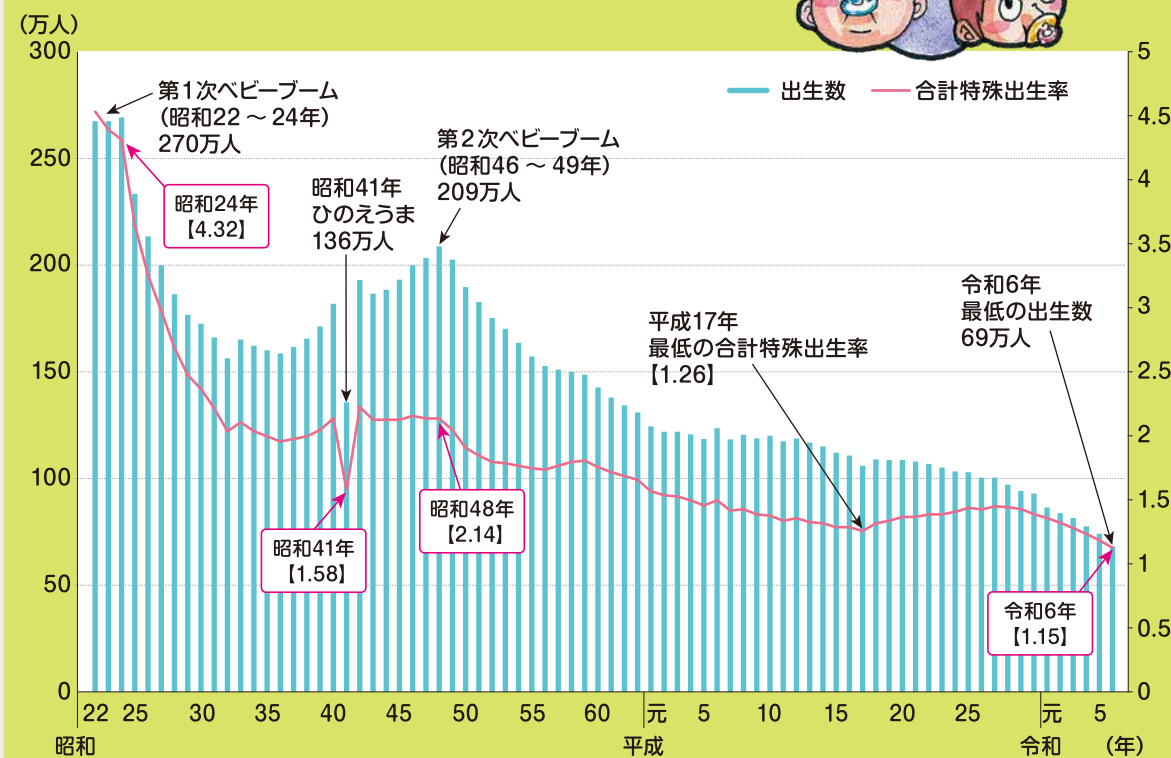
日本での出生数は、第1次ベビーブーム期(1947～1949年/昭和22～24年)には約270万人、第2次ベビーブーム期(1971～1974年/昭和46～49年)には約210万人でしたが、1975(昭和50)年に約200万人を割りこみ、それ以降毎年減少し続けました。

1984(昭和59)年には約150万人を割りこみ、1991(平成3)年以降は増加と減少を繰り返し、ゆるやかな減少傾向となっていました。2022(令和4)年には統計を取り始めて以来初めて約80万人を下回りました。

なるほどPOINT!

出生数および合計特殊出生率の年次推移

※合計特殊出生率……1人の女性が一生に産む子どもの平均数。

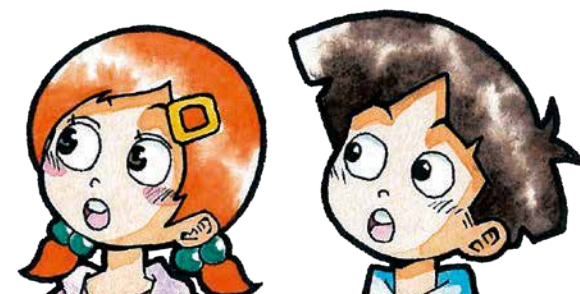


出典:厚生労働省「令和6年度 出生に関する統計の概況」を基に作成

現在の日本の合計特殊出生率は1.15(人)です。P48の図にあったように、高齢者が増加しているのに、出生率が低いため若い世代の負担がどんどん増えているのです。



税金のことを考えるには日本の現在
そして今後のじょうきょうを知ることが大切なんだ！





IV —まとめ



税金はみんなで決めるルールです。

将来、みなさんが決めていくことができます。

そのために「税金について納税のことばかりではなく、税金の使い道にも関心を持つこと」、「税金をより公平に集めて、限られた大切な財源を有効に使うために何をすべきか考えること」。

これが日本の国民として、大人もそしてみなさんもいっしょに考えてもらうべき課題なのです。



あ と が き

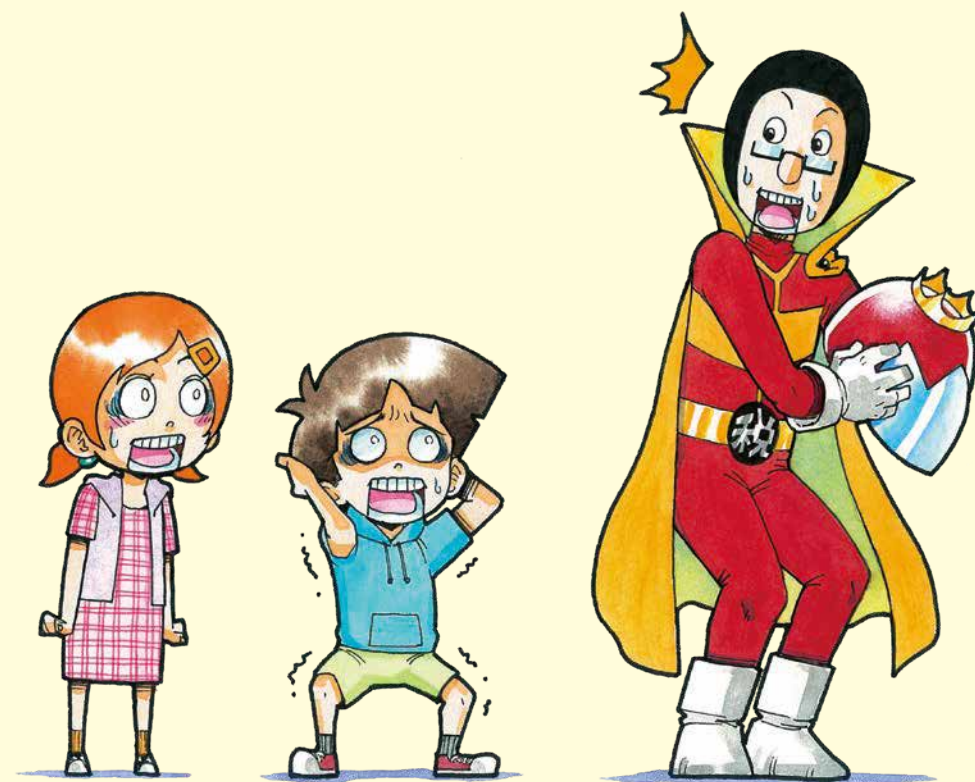
この本のはじめに『「税金なんて払いたくないなあ」と思った人はいませんか?』という質問をしました。本を読み終えて、質問への答えは変わりましたでしょうか?

みんなで決めたルールで、なるべく公平に集め、本当に必要なことに税金が使われる大切さを感じてもらえたでしょうか?

これからも税金に対して興味を持ち、自分自身で税金のことを調べたりしてさらに知識を増やしていってもらえればうれしいです。

これからの日本を支えていくのはみなさんののです。

みなさんが大人になったときに今よりももっと素敵な日本にするためには自分たちがどうすればいいのか、この本を読んで考えるきっかけとなってくれることを願っています。





日本税理士会連合会

租税教育副読本「税って何かな？」

令和8年4月 第7版発行

編集：日本税理士会連合会 租税教育推進部

発行：日本税理士会連合会

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館8階

TEL 03-5435-0931 FAX 03-5435-0941

URL <https://www.nichizeiren.or.jp/>

この副読本をもとにしたパワーポイント教材を日税連HPで公開しています。

■著作権法により無断複写複製は禁止されています。